

法テラスによる

振り込め詐欺救済・被害者支援の充実

日本司法支援センター（法テラス）

コールセンター



法的トラブルでお困りの方は

おなやみなし

0570-078374

犯罪被害にあわれた方は

なくことないよ

0570-079714



地方事務所

電話で



面談で



1. 法テラスの主な業務

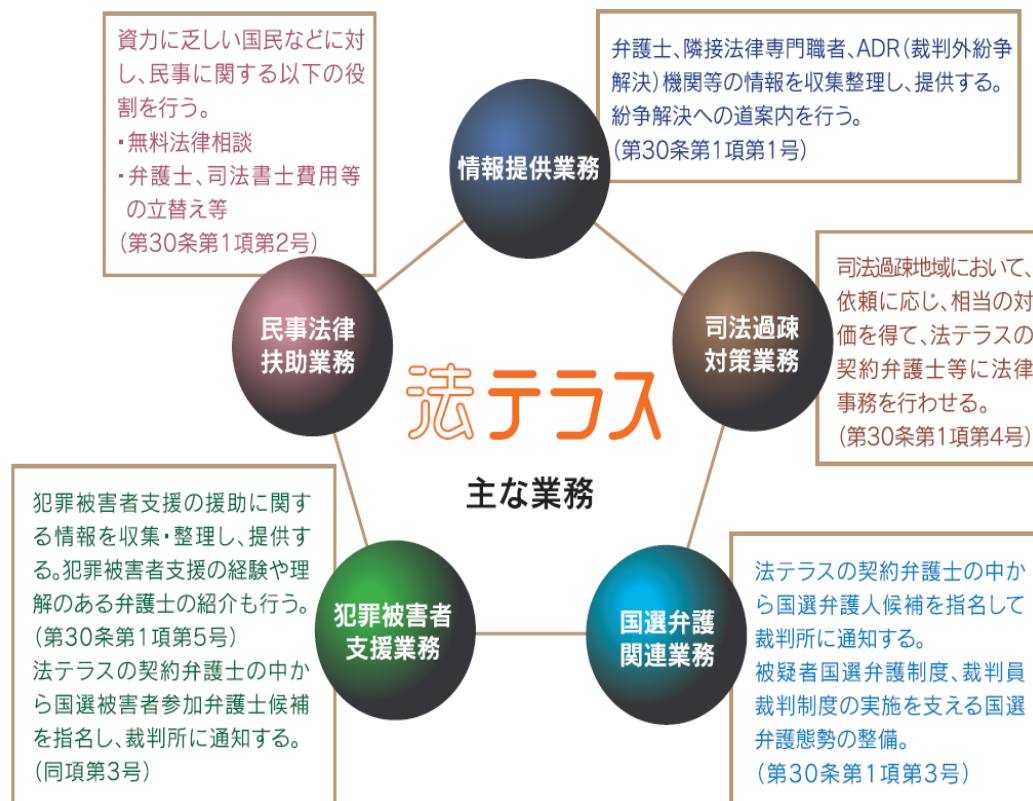
法テラスとは

法テラスは民事・刑事を問わずあまねく全国において法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指し、総合法律支援法に基づき全額国費によって設立された法人です。

法テラスの組織

法テラスは地方事務所、支部、出張所(66カ所)、地域事務所(31カ所)があり、過疎地域も含めて全国規模の組織であり、全国レベルでの機動的な対応が可能です。

また、国・地方公共団体・弁護士会・司法書士会等の関係機関団体と連携し(関係機関・団体数は約7,200機関・団体、登録窓口数は約25,000件)、より有効な対応が可能です。



2. 法テラスは司法アクセスの玄関口

法テラスでは全国からのお問い合わせに応じるコールセンターを設置し、電話とメール、地方事務所では、面談と電話による情報提供を行っており、平成21年度の情報提供件数は、**合計約65万件**となります。

法テラスに寄せられたお問い合わせのうち、架空請求、詐欺、ヤミ金等に関するお問い合わせ件数は下表のとおりです。

また、法テラスでは、犯罪被害者給付制度に関するFAQ(よくあるお問い合わせ)を40以上用意しており、お問い合わせ内容に応じて法制度の情報を紹介しています(右表参照)。

平成21年度の詐欺等に関するお問い合わせ件数

お問い合わせ内容	件数
「架空請求」に関する件数	777
「振り込め詐欺」に関する件数	295
「ワンクリック詐欺」に関する件数	1,072
「出会い系サイト」に関する件数	1,202
「融資保証金詐欺」に関する件数	155
「ヤミ金」に関する件数	1,357
合計	4,858

平成21年度の犯罪被害者等給付制度に関するお問い合わせ件数

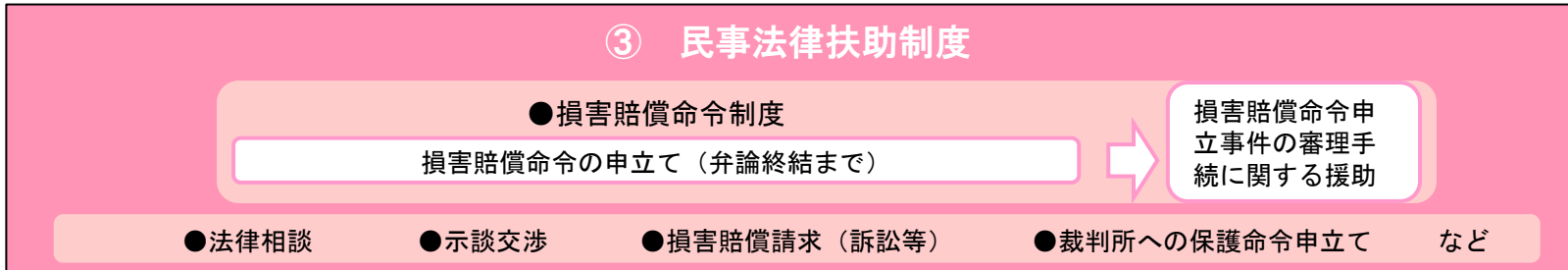
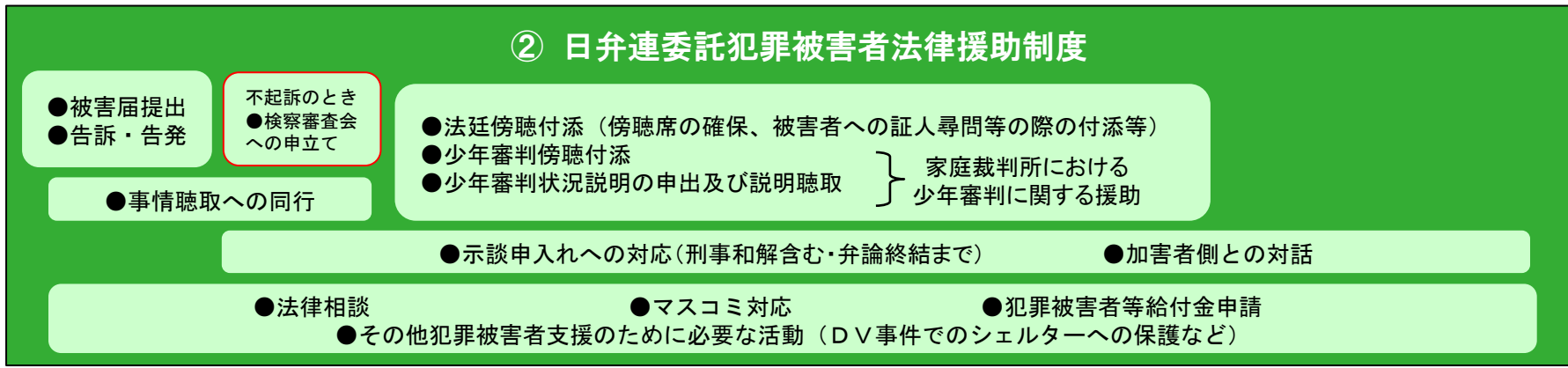
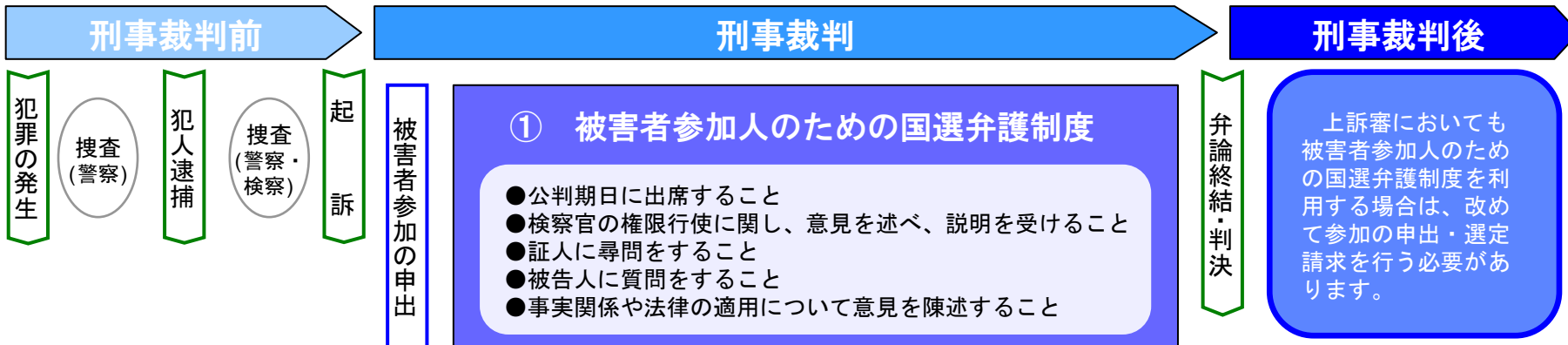
お問い合わせ内容	件数
犯罪被害者やその遺族は、国から補償や給付金を受けられませんか？	292
被害回復給付金支給制度とはどのようなものですか？	207
振り込め詐欺の被害にあいましたが、国の刑事手続でお金を取り返してもらえませんか？	127
自分が被害回復給付金の支給対象かどうかを知りたいのですが、どうすればいいですか？	86
どのような犯罪が、被害回復給付金制度の対象ですか？	78
組織的な振り込め詐欺やヤミ金事件の被害者なら、必ず被害回復給付金を支給してもらえますか？	74
自分が被害回復給付金支給制度の支給対象ではない場合、どうしたらいいですか？	52
独占禁止法で禁止される不公正な取引方法とは、どのような取引ですか？	50
どのような犯罪の被害にあった場合、犯罪被害者等給付金が受けられますか？	30
犯罪被害給付制度とは？	28
その他のFAQ	215
合計	1,239

3. 被害者支援に関する様々な援助制度

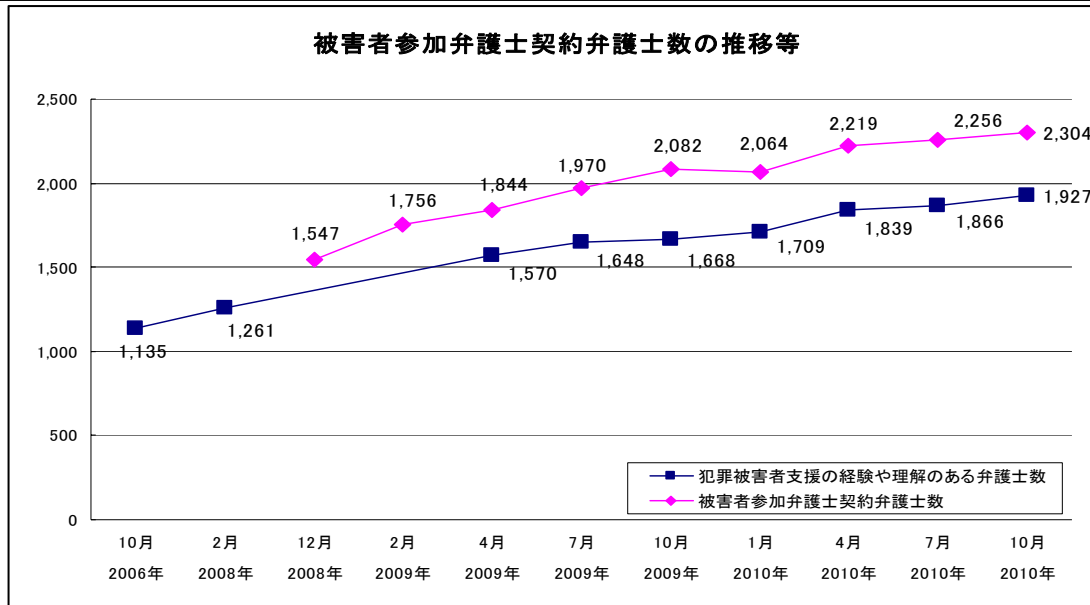
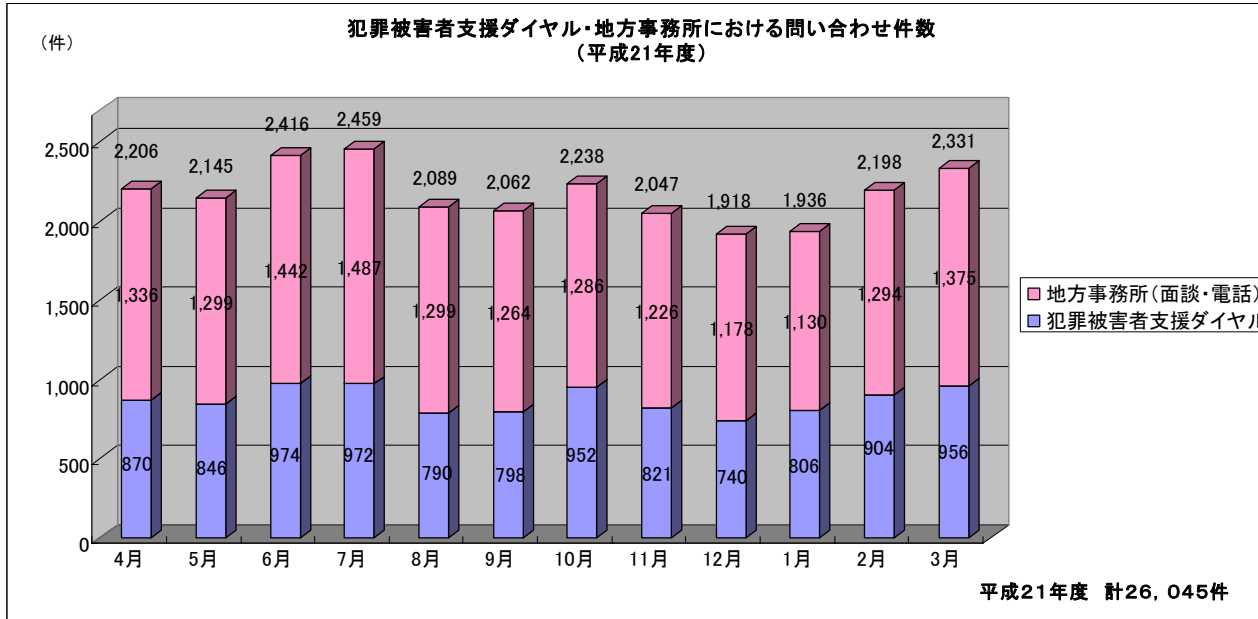
法テラスの弁護士費用に関する複数の援助制度を連携することにより、一連の事件の流れに即した弁護士による被害者の方への法的援助が可能となります。

刑事
手続

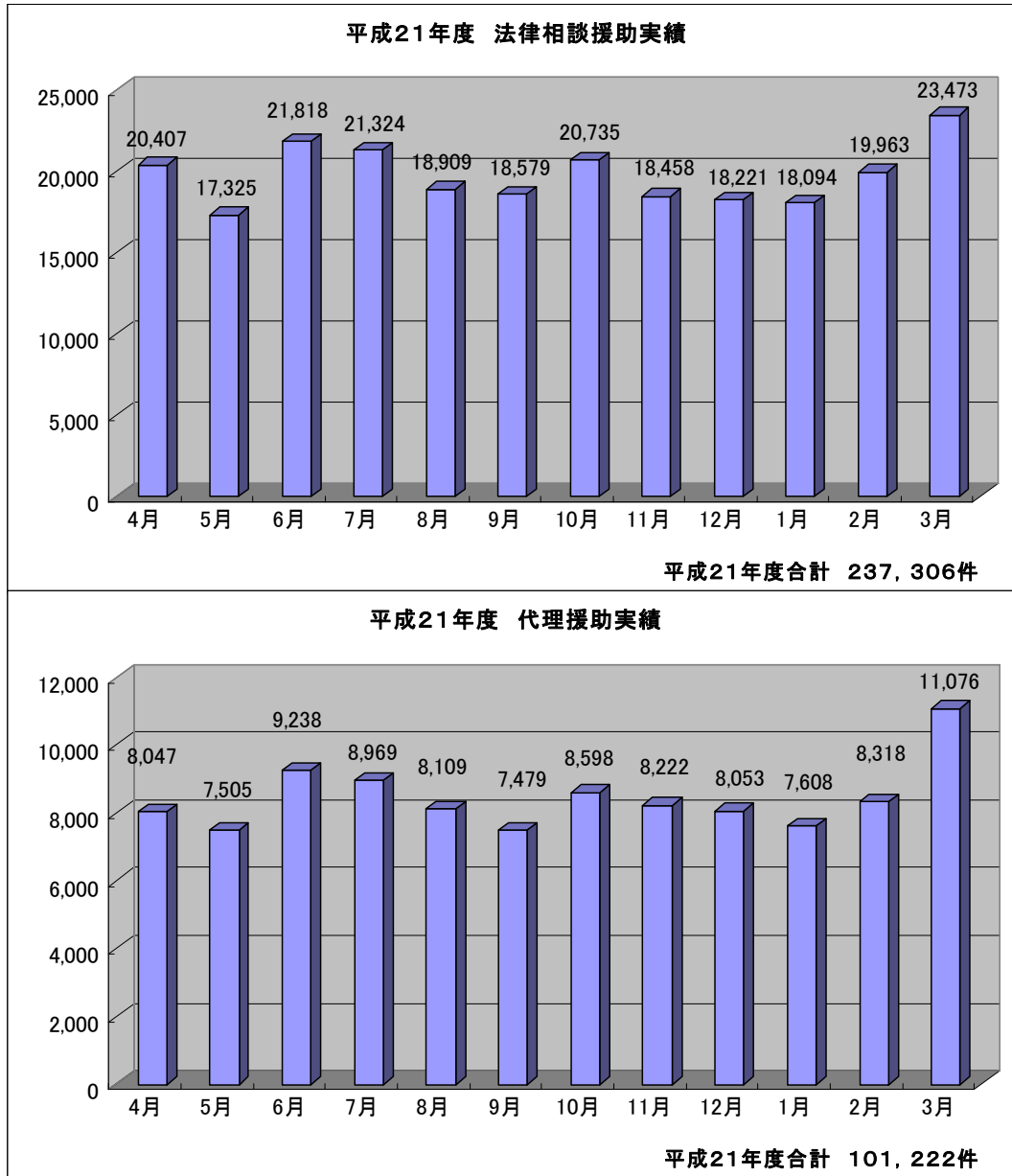
民事
手続



4. 犯罪被害者支援の実績



5. 民事法律扶助制度の実績(法律相談援助・代理援助)



受託業務とは

受託業務とは、総合法律支援法の趣旨から、法テラスの本来業務（総合法律支援法第30条第1項に定める業務）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務です。現在は、2つの団体からの委託による受託業務を行っています。（総合法律支援法第30条第2項）

中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による、中国残留孤児援護基金委託援助業務を行っています。この業務は、中国残留邦人等のうち身元が判明している者が、戸籍に関する手続を行う場合において、弁護士による法的援助を提供する業務です。

日本弁護士連合会委託援助業務

平成19年10月1日から、日本弁護士連合会からの委託による、日本弁護士連合会委託援助業務を行っています。この業務は、総合法律支援法が規定する法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務です。

■日本弁護士連合会委託援助業務の内容

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ① 身体を拘束された刑事被疑者 | ⑥ 人権救済を必要としている子ども |
| ② 家庭裁判所に送致された少年 | ⑦ 精神障害者・心身喪失等医療観察法対象者 |
| ③ 犯罪被害者 | ⑧ 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者等 |
| ④ 難民 | ⑨ ①、②を除く各援助に関する法律相談 |
| ⑤ 人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人 | |